

愛知県環境情報紙

環境かわら版



<http://www.pref.aichi.jp/0000007029.html>

平成27年6月号（第229号）



環境情報が満載.....P.2~8



コスタリカ共和国環境エネルギー大臣が
知事を表敬訪問しました



「おさんぽdeいきものみつけ」を開催します



「あいち緑のカーテンコンテスト」を実施します



三河湾環境再生プロジェクトを展開します



エコアクションを
はじめよう！つづけよう！つなげよう！

<http://aichi-eco.com>



AEL ネット環境学習スタンプラリーを開催します

愛知県では、県内の民間や市町村の環境学習施設等で構成する愛知県環境学習施設等連絡協議会（愛称：AEL(あえる)ネット*）と連携して、多くの県民の皆様楽しく環境について学んでいただくため、「AEL ネット環境学習スタンプラリー」を開催します。*Aichi Environmental Learning Network スタンプラリー参加施設等への来館、講座・イベントへの参加によりスタンプを集めて応募いただくと、スタンプを集めた数に応じて、抽選で図書カードなどの記念品をプレゼントします。

1 開催期間

6月20日(土)～平成28年2月29日(月)

2 参加施設、講座・イベント等

スタンプラリー参加施設等については、5のWebページをご覧ください。ECOをテーマとした講座や見学会、観察会のほか、楽しい工作などを実施する対象施設等もありますが、講座によっては、予約が必要なものや、有料のものもあります。



スタンプ帳

3 記念品等

スタンプ帳（スタンプラリー参加施設で配布）に

ついている応募はがきか、応募用紙（Web ページからダウンロード可能）にスタンプを集めていただき、平成28年3月7日(月)（必着）までに4のあて先に郵送してください。

記念品

- A賞：図書カード 5,000円分
【スタンプ9個】・・・抽選で5名様
- B賞：図書カード 3,000円分
【スタンプ6個】・・・抽選で20名様
- C賞：図書カード 1,000円分
【スタンプ3個】・・・抽選で100名様

さらに、惜しくもA～C賞に当たらなかった方の中から、抽選で200名様にスタンプラリー参加施設のオリジナルグッズをプレゼントします。

4 あて先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号

愛知県東大手庁舎1階

愛知県環境部環境活動推進課内

「AEL ネットスタンプラリー」事務局



5 Web ページ

(http://aichi-eco.com/ael_stamprally/)

〔環境活動推進課 環境学習グループ
電話 052-954-6208 (ダイヤルイン)〕

連載②

エコリンクあいちだより

<http://aichi-eco.com/>

「エコリンクあいち」は、皆さんが日常生活の中で地球にやさしい身近な環境配慮行動「エコアクション」に楽しく取り組み、その活動を広げることができるサイトで、エコアクションに関する日記、イベント情報を投稿いただいています。ここでは、ご投稿いただいた日記、イベント情報等を紹介します。

○ 東浦町立緒川小学校の取組

緒川小学校では、各教科とESD（持続可能な開発のための教育）の関連性を整理したESDカレンダーを作成し、ESDの視点を取り入れた授業を全学年で

実施しています。4年生の総合学習では、環境をテーマに学習し、その結果を学校の最寄り駅である緒川駅に掲示して地域へ発信しています。



駅に掲示する様子



みんなで Let's エコアクション！
あいちエコアクション広報部

OSU ほしのまりあ
Osu Super Idol Unit 星野麻里愛

〔環境政策課 企画・広報グループ
電話 052-954-6210 (ダイヤルイン)〕

「おさんぽdeいきものみつけ」を開催します

愛・地球博記念公園（モリコロパーク）をお散歩し、身近な自然とのふれあいを通じて、季節や生き物とのつながりを感じることができる「おさんぽdeいきものみつけ」を、東邦ガス(株)の協賛を得て開催します。

参加者には、受付で、お散歩が楽しくなる「ハンディびょうぶ」をプレゼント。受け取ったらお散歩を開始し、途中で出会うインタープリター（森の案内人）の出すクイズに答え、「いきものスタンプ」を集めながらゴールを目指せば、自分だけの生き物びょうぶが完成します。

皆さんのご参加をお待ちしております。

1 開催日時

6月14日(日)10:00～15:30

(雨天予備日 6月20日(土))

※ 開催の可否は当日の8:30までに「もりの学舎」のホームページでお知らせします。

2 開催場所

愛・地球博記念公園（モリコロパーク）内

3 参加費及び参加方法

参加費無料。当日、モリコロパーク内の西口休憩所前テントで随時参加受付（先着500名様）



左上：ハンディびょうぶ
上：クイズに答える様子
左：いきものスタンプを押す様子

詳細については次のWebページをご覧ください。

(<http://www.pref.aichi.jp/0000082791.html>)

環境活動推進課 環境学習グループ
あいち環境学習プラザ
電話 052-972-9011 (ダイヤルイン)

「あいち緑のカーテンコンテスト」を実施します

日の当たる窓や壁を、アサガオやゴーヤのようなつる性植物で覆う「緑のカーテン」は、室内・壁面・地面の温度上昇を抑える効果があります。

愛知県では、エコライフの実践の輪を県内全体に広げる県民運動「あいちエコチャレンジ21」の一つとして、住宅・事業所等へ「緑のカーテン」の普及を図るため、「あいち緑のカーテンコンテスト」を実施します。県内の自宅や学校、勤務先等で「緑のカーテン」を設置されている個人・団体からのご応募をお待ちしています。

1 応募締切 9月18日(金) (必着)

2 募集部門 ①住宅 ②幼稚園・保育園 (認定こども園を含む) ③学校 ④事業所

3 応募方法 郵送又はメール ※ 応募用紙は次のWebページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.aichi.jp/0000082305.html>)

4 応募及び問合せ先

〒461-0005 名古屋市東区東桜二丁目4-1

愛知県地球温暖化防止活動推進センター

「あいち緑のカーテンコンテスト」係

Eメール: cca-info@kankyosoken.or.jp

5 その他

各部門の優秀事例を表彰し、県のWebページに掲載するなど地球温暖化防止の啓発活動に使用します。



昨年度の優秀事例

大気環境課地球温暖化対策室 温暖化対策グループ
電話 052-954-6242 (ダイヤルイン)

三河湾環境再生プロジェクトを展開します！

愛知県では、県民の皆さん、NPO 等の団体及び市町村と一体となって、三河湾の環境再生に向けた取組の機運を高めるため、平成 24 年度から引き続き「三河湾環境再生プロジェクトーよみがえれ！生きものの里“三河湾”ー」を実施しています。

今年度も、各種取組を実施します。

1 三河湾 PR 活動イベントの開催

三河湾に親しみを持っていただき、また三河湾の生きものを知っていただくことを目的に、5 月から PR イベントを開催しています。6 月のイベントは以下のとおりですので、ご参加ください。

(1) 開催日時・場所

6月6日(土)、7日(日) 9:00~17:00
ヴェルサウォーク西尾 1F ヴェルサコート
(名鉄西尾駅東隣)

(2) 内容

パネル展示、PR グッズの配布
三河湾の生きもの及び標本の展示
アサリの浄化実験、アサリのつかみどり

* アサリのつかみどりは 14:30 頃より整理券を配布し、15:00 頃から開始予定。小学生以下を対象とし各日 30 名程度まで。なお、アサリの入荷がない場合は中止。



昨年度のアサリつかみどりの様子

2 NPO 等団体の活動支援(「あいち森と緑づくり税」を活用した支援事業)

三河湾沿岸や流域における水質浄化の取組を推進するため、「あいち森と緑づくり税」を活用し、次の NPO 等 9 団体の環境活動を支援します。

○ 支援団体 (9 団体・順不同)

・矢作川をきれいにする会

- ・地域環境活性化協議会
- ・三河湾環境チャレンジ教育協議会
- ・東幡豆漁業協同組合
- ・NPO 法人愛知環境カウンセラー協会
- ・島を美しくつくる会
- ・アジアの浅瀬と干潟を守る会
- ・伊勢・三河湾流域ネットワーク
- ・半田こどもエコクラブ

3 その他のイベント

この他にも、イベントを開催します。詳細は後日お知らせする予定です。

(1) 第 2 回三河湾大感謝祭

昨年に引き続き、多くの人に三河湾に関心をもってもらうことを目的に 10 月に碧南市内で開催する予定です。



昨年度の開会セレモニーの様子

(2) 三河湾環境学習会

8 月に蒲郡市内にて県立三谷水産高等学校の実習船「愛知丸」に乗船し、プランクトン観察や水質・底質の測定等を体験してもらいます。

(3) 干潟の生きもの観察会

干潟の生きものや、水質浄化機能等を知ってもらうことを目的に、7 月と 8 月に「干潟の生きもの観察会」を開催します。

当プロジェクトの事業については、次の Web ページから随時情報発信していきます。

(<http://www.pref.aichi.jp/0000082924.html>)

水地盤環境課 三河湾環境再生グループ
電話 052-954-6220 (ダイヤルイン)

コスタリカ共和国環境エネルギー大臣が 知事を表敬訪問しました

4月28日、コスタリカ共和国環境エネルギー大臣が、独立行政法人国際協力機構（JICA）の招きで、愛知県の生物多様性保全の取組についてヒアリングするために来県し、知事を表敬訪問しました。

〈表敬者〉

コスタリカ共和国 環境エネルギー大臣

エドガル・グティエレス・エスペレタ 氏

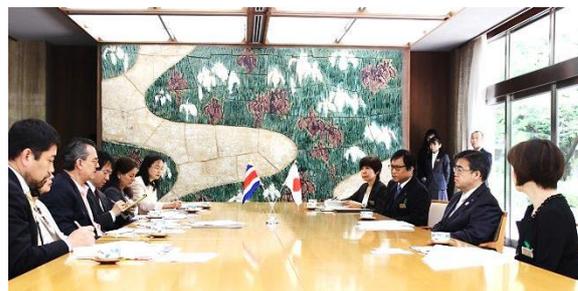
駐日コスタリカ臨時代理大使

リリアン・ロドリゲス・ヒメネス 氏 等

表敬後、環境部長から「あいち生物多様性戦略2020」に基づく取組を説明し、生物多様性の保全のあり方等に関する活発な意見交換を行いました。



本県の取組説明・意見交換



知事表敬

また、昨年度、本県が全国の自治体として初めて導入した、「究極のエコカー」と言われている燃料電池自動車（FCV）を紹介し、大臣に試乗いただきました。



FCV の紹介

〔自然環境課 生態系ネットワークグループ
電話 052-954-6229（ダイヤルイン）〕

鳥獣保護法の改正に伴い、第11次鳥獣保護事業計画の 変更等を行いました

近年、ニホンジカ、イノシシなどの野生鳥獣の生息域の拡大や個体数の増大に伴い、野生鳥獣による自然生態系への影響、農林水産業や生活環境への被害が深刻化していること、狩猟者の高齢化等により鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の減少などが問題となっています。

これらの諸問題に対処するため、5月29日に一部改正された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が施行されました。

この施行を受け、愛知県では、第11次鳥獣保護事業計画を「第11次鳥獣保護管理事業計画」へ変更するとともに、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定しました。

◆ 第11次鳥獣保護管理事業計画

今回の変更では、計画の名称を変更するとともに、住居集合地域等における麻醉銃猟の許可などが新たに追加されました。

◆ 第二種特定鳥獣管理計画

この計画は、中山間地域におけるニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びカモシカの個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等について定められています。今回の策定で、ニホンジカ、イノシシについては捕獲数を増やすために、狩猟期間が次のとおり延長されました。

11月15日～2月15日 → 11月15日～3月15日

〔自然環境課 野生生物・鳥獣グループ
電話 052-954-6230（ダイヤルイン）〕

「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業」 の交付団体が決定しました

愛知県では、平成 21 年度から「あいち森と緑づくり税」を活用して、森と緑の保全活動や環境学習を行う NPO やボランティア団体、市町村などに対し、「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金」による支援を行っています。

この事業も 7 年目を迎え、これまで県内全域にわたって幅広く充実した活動が行われており、また、多くの県民の皆さんにご参加いただいております。

今年度は、この交付金を受けて 99 団体 (102 事業) が活動を行うこととなりました。

活動内容は、間伐や稲作体験、自然観察会やワークショップの開催など多種多様であり、県民の皆さんが参加できるイベントも数多くあります。これまで機会が無かった方も是非ご参加ください。

活動の概要は、次の Web ページに記載しています。
(<http://www.pref.aichi.jp/0000082862.html>)



🍀🍀🍀🍀
かなな掛け体験

🍀🍀🍀🍀
みんなで
森の生きもの観察



昨年度の交付対象事業の例

〔 環境活動推進課 調整・環境配慮行動グループ
電話 052-954-6241 (ダイヤルイン) 〕

「あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業」 の交付団体が決定しました

愛知県では、「あいち森と緑づくり税」を財源として、昨年度から「あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金」を創設し、複数の団体が協働して行う生態系ネットワーク*の形成の取組を支援しています。

このたび、今年度の交付対象者として、多様な主体が集まり生物多様性保全のための取組を行っている 4 団体を決定しました。

当事業を活用して、大学のキャンパスや企業の敷地内におけるビオトープの整備、県民の皆さんが参加できる植樹体験バスツアー等が、県内の 4 つの地域 (西三河、知多半島、東部丘陵、新城設楽) で実施されます。

*** 生態系ネットワーク**

開発などで分断・孤立した、生きものの生息生育空間 (ビオトープ) を緑地などでつないで、地域本来の自然環境を保全・再生する取組

〈 交付団体 ・ 交付事業 〉

交付団体	交付事業
西三河生態系ネットワーク協議会	地域在来種の苗木の育成・配布スキームづくり事業
知多半島生態系ネットワーク協議会	知多半島の南部・中部・北部における生態系ネットワーク形成事業
東部丘陵生態系ネットワーク協議会	大学キャンパス内の里山林・ため池の復元・再生調査事業
新城設楽生態系ネットワーク協議会	県民の皆さんが参加できる植樹体験バスツアー等事業

詳細については、次の Web ページをご覧ください。
(<http://www.pref.aichi.jp/0000082986.html>)

〔 自然環境課 生態系ネットワークグループ
電話 052-954-6229 (ダイヤルイン) 〕

業務用冷凍空調機器を使用されている方へ ～簡易点検等が法律で義務づけられました～

4月1日に施行されたフロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)では、業務用冷凍空調機器の管理者に対して、新たな管理基準が定められましたので、次の項目を参考に、使用機器の確認、適切な管理点検を行って下さい。

○ 対象機器の確認

フロン排出抑制法の対象となる業務用冷凍空調機器とは、業務用として製造・販売されたエアコン及び冷凍冷蔵機器のうち、冷媒としてフロン類が充填されているものです(業務用のものを家庭で使用している場合も対象となりますが、家庭用のエアコン及び冷蔵庫、カーエアコンは対象とはなりません。)

対象機器の判断は、室外機等の銘板を確認してください。

＜対象となる場合の銘板記載例＞

○○○○株式会社 【銘板記載例】 パッケージエアコン 機種名 ABCD123E 電 源 3Φ 200V 50/60Hz 出 力 圧縮機 7.5kW ② 冷 媒 R410A 10.0kg ③ : フロン回収・破壊法<第一種特定製品> ① この製品には冷媒としてHFCが使われています。
--

(注) フロン回収・破壊法はフロン排出抑制法に改称

・銘板の確認ポイント

- ①「第一種特定製品」の記載：対象機器の確認
- ②出力：定期点検の頻度の確認に必要
- ③冷媒：フロン類の漏えい量の算定に必要

なお、平成14年以前に製造された製品及び銘板が読み取れない製品については、製造メーカーにお問い合わせください。

○ 適切な使用環境の保持

機器からのフロン類の漏えいを防ぐため、振動の大きな機械や道路の近く、水分や湿気の多い場所を避けて設置してください。また、点検・修理のための作業空間、通路を確保してください。設置後は定期的に清掃を行い、物をのせたり立てかけたりしないようにしてください。

○ 簡易点検の実施

フロン類を充填している全ての業務用冷凍空調機

器は3ヶ月に1回以上、簡易点検の必要があります。

簡易点検とは、機器から異常音がないか、外観に損傷、摩耗、腐食等がないか、油漏れ、霜の付着がないか、冷蔵庫の庫内温度は保たれているか、等を点検するものです。



簡易点検については、機器の使用者が自ら行うことができます(危険な場所に機器がある場合は、安全にできる範囲で点検を行ってください。)

○ 定期点検の実施

機器の出力(圧縮機の定格出力)が7.5kW以上のエアコン及び冷凍冷蔵機器については、専門の業者による定期点検が必要となります。対象製品と点検頻度は以下のとおりです。

対象製品	機器の定格出力	点検頻度
エアコン	7.5kW以上 50kW未満	3年に1回以上
	50kW以上	1年に1回以上
冷凍冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上

○ 記録の保存

業務用冷凍空調機器の管理者は簡易点検、定期点検、修理及び冷媒の充填・回収を行った履歴を機器ごとに記録し、機器を廃棄するまで保存する必要があります。

○ 算定漏えい量の報告

フロン類の算定漏えい量が事業者(法人)全体で年度内に1000 CO₂-tを超えた場合、国(事業所管大臣)に報告する必要があります。

機器ごとのフロン類の算定漏えい量は次の式により求めることができます。

$$\text{フロン類算定漏えい量 (CO}_2\text{-t)} = (\text{冷媒の充填量 (kg)} - \text{機器整備時の回収量 (kg)}) \times \text{冷媒の種類ごとの地球温暖化係数} \div 1000$$

詳細については次の Web ページをご覧ください。

(<http://www.pref.aichi.jp/0000079283.html>)

※ 環境省の指示とかたる勧誘(エアコンに使用されているフロン類の入れ替え)にご注意ください。

(http://www.env.go.jp/info/notice_scaml40710.html)

〔 大気環境課 規制グループ
電話 052-954-6215 (ダイヤルイン) 〕



「浄化槽、ちゃんと動いていますか？」(3)

～ 1年に1回、浄化槽の「法定検査」を受けましょう ～

前回は浄化槽の維持管理に必要な保守点検と清掃について紹介しましたが、この他に浄化槽管理者(戸建て住宅の場合、一般的にはお住まいの方)に義務づけられているのが「法定検査」です。車に例えると、清掃と保守点検は日頃のメンテナンスにあたり、法定検査は車検にあたります。

法定検査には、2つの種類があります。

1 7条検査

浄化槽を使い始めてから4か月目から8か月目までに行う検査で、浄化槽の設置工事が適正に行われて、正常に働いているかどうかを検査するものです。

2 11条検査

毎年1回行う定期検査で、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、機能が十分発揮されているかどうかを検査するものです。



法定検査は、知事の指定を受けた検査機関(指定検査機関)が実施します。愛知県では、3つの検査機関が指定を受けていますので、浄化槽管理者は、浄化槽が設置されている地域で業務を行う指定検査機関に検査を申し込んでください。

指定検査機関

業務を行う地域：名古屋市、知多地域

(一般社団) 愛知県薬剤師会(電話 052-683-1131)

業務を行う地域：尾張地域(名古屋市、知多地域を除く)、豊田市、みよし市

(一般社団) 愛知県浄化槽協会(電話 052-481-7160)

業務を行う地域：三河地域(豊田市、みよし市を除く)

(一般財団) 中部微生物研究所(電話 0533-76-2228)

法定検査を受検すると、指定検査機関から検査結果書が送られてきます。結果書には、「適正」、「概ね適正」、「不適正」の3段階の判定が記載されますが、判定が「不適正」の場合は、工事業者又は保守点検業者に相談してください。

浄化槽がきちんと機能するためには、保守点検、清掃、法定検査といった維持管理の他に、日常生活でもできる「ちょっとした心づかい」も大切です。例えば・・・

- 紙オムツやタバコの吸い殻などの異物を流さない。
- 洗剤、入浴剤は適量を使用する。
- ブロワ(送風機)の電源を切らない。

いずれも、汚れを分解する微生物がきちんと働くために大切な事項ですので、気をつけてください。

水地盤環境課 調整・生活排水グループ
電話 052-954-6218 (ダイヤルイン)



愛知県環境情報紙「環境かわら版」
平成27年6月1日発行(第229号)
編集・発行 愛知県環境調査センター
企画情報部
〒462-0032 名古屋市北区辻町字流7-6
電話 052-910-5489(ダイヤルイン)

編集後記

まもなく梅雨に入ります。雨の季節を表す絵で「アジサイの葉にカタツムリ」という構図がよく使われますが、実はアジサイにカタツムリはあまり見かけません。カタツムリは殻を維持するためにカルシウム分を必要とするので、原材料にカルシウムを使用しているコンクリートの壁などで見つけることができます。雨の季節のお散歩の際は、かわいらしいカタツムリを探してみるのはいかがでしょうか。(企画・編集チーム)

※ この環境かわら版は、環境部 Web ページ「あいちの環境」<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>でも発信しており、写真等をカラーでご覧いただけます。この記事は広報紙等へ再掲していただきますようお願いいたします。